

りかん 感染症罹患時の対応

生徒が集団生活を送る学校においては、感染症に罹患する機会が多くあるため、感染症対策が望まれます。学校保健安全法にて定められている感染症に対する予防と、罹患した場合の対応をよろしくお願いいたします。

(1) 出席停止期間

	病名	出席停止の期間の基準
第1種	エボラ出血熱・ペスト・SARS 等	完全に治癒するまで
第2種	新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ、症状軽快後1日を経過するまで
	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後、3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現後、5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
第3種	溶連菌感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	流行性角結膜炎	
	感染性胃腸炎 （細菌性・ウイルス性（ノロ・ロタ等））	
	マイコプラズマ感染症	

※第2種については病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りではない

遅刻、欠席、早退の連絡は原則保護者の方でお願いします。

専用アプリ「すぐ〜る」をご利用ください。

*アプリでの連絡は、原則として当日の8時15分までをお願いします。当日の8時15分以降に連絡のする場合や、緊急の用件は電話等で連絡してください。

(2) 出席停止対象疾患における必要書類

(いずれの書類も生徒名と日付が入っていることを確認してください)

*疾患に応じて以下の様式をご利用ください。

*医療機関で記入していただく文書は、有料となることがあります。



《インフルエンザまたは新型コロナウイルス感染症の疑いで検査をした場合》

検査をしたことが証明できる検査結果や診療明細書等を提出してください。

※検査済の検体は不可。検査結果が陰性の場合も検査当日は出席停止扱いとなります。

《インフルエンザまたは新型コロナウイルス感染症の場合》 ①と②の両方の書類が必要です

①「インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症による欠席期間報告書」

※保護者が記入し、提出してください。

②インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症に罹ったことが証明できるもの

※検査済の検体、薬の空容器不可

処方された薬の説明書、抗体検査の結果用紙、診断書（有料）、診療明細書、
またはそれに替わる文書のいずれかを提出してください。

※ただし、欠席期間が発症した翌日から4日以内の短期間、及び8日以上の特長期間の
場合は、「インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症用の登校（園）許可証」が
必要です。（医療機関で記入してもらい、学校に提出してください。）

神戸市医師会登録の医療機関のみ、無料で記入していただけます。

《その他の感染症の場合》

「登校（園）許可証」、「登校再開証明書」（有料となることがあります）、診断書（有
料）、またはそれに替わる文書のいずれかを提出してください。

※「登校（園）許可証」は次の病名に使用できます。

（百日咳・麻疹・流行性耳下腺炎・風疹・水痘・咽頭結膜熱）

※神戸市医師会登録の医療機関のみ、無料で記入していただけます。

《ワクチン接種》

ワクチン接種をした日、またはワクチン接種の副反応による体調不良で欠席した場合は
出席停止扱いとはなりません。（市立高等学校で統一して出席停止扱いとしないことにな
っています。）



医療機関で記入いた
いた書類は、記入漏れや
間違いがないか、保護者
や生徒自身で必ず確認
してください。

感染症予防のために



基本的な感染症の予防

生活習慣のリズムを整え、健康的な生活により免疫力を向上させること。バランスのよい食事や、十分な睡眠が大切である。

自身の健康状態の把握：

風邪症状（頭痛・咳・鼻水・のどが痛いなど）があり、体調がすぐれない場合は無理をせずに自宅で安静に過ごす。必要に応じてマスクを着用する。

手洗いの徹底：

石けんをつけてこまめな手洗いをする。

外出から帰った後、トイレの後、食事の前には必ずすること。

換気の徹底：

暖房中でも時間を決めて換気をする。1時間に1回の目安で窓を全開にする。

寒くても水分補給：

夏よりものどの渇きを感じにくいので、こまめに水分補給をする。水分不足でのだや鼻の粘膜が乾燥すると、細菌やウイルスが侵入しやすくなる。